

施工体制台帳

[会社名] _____
[事業所名] _____

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	平成 年 月 日

工事名称			
工事内容			
発注者名及び住所			
工期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	契約日	平成 年 月 日

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請契約					
下請契約							

発注者の監督員		権限及び意見申出方法	
---------	--	------------	--

監督員名		権限及び意見申出方法	
現場代理人名		権限及び意見申出方法	
監理・主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
専門技術者名		専門技術者名	
資格内容		資格内容	
担当工事内容		担当工事内容	

《下請負人に関する事項》

会社名		代表者名	
住所 電話番号	〒 _____ (TEL - -)		
工事名称			
工事内容			
工期	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	契約日	平成 年 月 日

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 知事 一般 第 号	年 月 日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外		
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険		

現場代理人名	
権限及び意見申出方法	
※主任技術者名	専任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

外国人建設就労者の従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事の状況(有無)	有 無
--------------------	-----	--------------------	-----

外国人建設就労者の従事の状況(有無)	有 無	外国人技能実習生の従事の状況(有無)	有 無
--------------------	-----	--------------------	-----

【記入要領】

- 1 記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
- 2 監理・主任技術者の別について「監理・主任」のいずれかに○印を付けること。
- 3 監理・主任技術者の配属状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付けること。
- 4 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。
(監理・主任技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる)
- 5 監理技術者、主任技術者及び専門技術者について次のものを添付すること。
 - ① 資格を証するものの写し
 - ② 自社従業員である証明書類の写し（従業員証、健康保険証など）

◆ [主任技術者、専門技術者の記入要領]

- 1 主任技術者の配属状況について[専任・非専任]のいずれかに○を付すこと。
- 2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。
(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。)
- 3 主任技術者の資格内容（該当するものを選んで記入する。）
 - ① 経験年数による場合
 - 1) 大学卒 [指定学科] 3年以上の実務経験
 - 2) 高校卒 [指定学科] 5年以上の実務経験
 - 3) その他 10年以上の実務経験
 - ② 資格等による場合
 - 1) 建設業法 [技術検定]
 - 2) 建築士法 [建築士試験]
 - 3) 技術士法 [技術士試験]
 - 4) 電気工事士法 [電気工事士試験]
 - 5) 電気事業法 [電気主任技術者国家試験等]
 - 6) 消防法 [消防設備士試験]
 - 7) 職業能力開発促進法 [技能検定]

◆ [健康保険等の記入要領]

- 1 各保険の適用を受ける営業所について届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合に（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む）は「未加入」、従業員規模等により各保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲んでください。
- 2 請負契約に係る営業所の名称について記載してください。
- 3 [健康保険・厚生年金保険]
事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては組合名）を記載してください。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載してください。
- 4 [雇用保険]
労働保険番号を記載してください。継続事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載してください。

◆ [外国人建設就労者・技能実習生の記入要領]

- 1 外国人実習生が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
- 2 外国人建設就労者が当該建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

工事作業所災害防止協議会兼施工体系図

発注者名	
工事名称	

工期	自	年	月	日
	至	年	月	日

元請名	
監督員名	
監理・主任 技術者名	
専門技術者名	
担当工事内容	
専門技術者名	
担当工事内容	

元方安全衛生管理者	
-----------	--

会長	統括安全衛生責任者

書記	
----	--

副会長	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年 月 日～年 月 日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年 月 日～年 月 日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年 月 日～年 月 日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年 月 日～年 月 日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年 月 日～年 月 日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年 月 日～年 月 日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年 月 日～年 月 日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年 月 日～年 月 日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年 月 日～年 月 日	

工事	会社名	
	安全衛生責任者	
	主任技術者	
	専門技術者	
	担当工事内容	
工期	年 月 日～年 月 日	

施工体制台帳 第 8-2 号様式 (工事担当技術者)

工事担当技術者台帳

元請会社名	
監理・主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

【注意事項】

※添付する写真は、
縦 3cm
横 2.5cm
程度の大きさとし、
顔が判別できるものとする。

※番号は、施工体系図の番号
とする。

※本様式は、2部作成し、
1部保管し、1部提出する。
ただし、カラーコピーもしくは
デジタルカメラ写真を印刷
したものを提出してもよい。

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

目次

	基準・要綱等名	ページ
1		欠頁
2	建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月）	2
3	再資源の利用の促進について（平成3年10月）	3
4	三重県建設副産物処理基準（平成24年7月）	4
5	土木工事安全施工技術指針（平成21年3月）	35
6	建設機械施工安全技術指針（平成17年3月）	38
7	建設工事公衆災害防止対策要綱（平成5年1月）	39
8	土木請負工事における安全・訓練等の実施について（平成4年3月）	40
9	建設工事の安全対策に関する措置について（平成4年4月）	41
10	薬液注入工法による建設工事の施工に関する通達及び暫定指針（平成2年9月）	42
11	建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和62年3月）	43
12	道路標識、区画線及び道路標識に関する命令（平成26年5月）	44
13	道路工事現場における標示施設等の設置基準（平成18年3月）	45
14	道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板の設置について（平成18年3月）	50
15	道路工事保安施設設置基準（案）（昭和47年2月）	53
16	公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）（平成20年12月）	54
17	仮締切堤設置基準（案）（平成22年6月）	55
18	三重県産業廃棄物税条例（平成25年1月）	58
19	三重県生活環境の保全に関する条例（平成25年12月）	63
20	三重県リサイクル製品利用推進条例（平成25年2月）	64
21	三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則（平成21年12月）	69
22	みえ・グリーン購入基本方針（平成26年4月）	74
23	三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱（平成26年4月）	76
24	施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領（平成13年3月） 上記の内、施工体制台帳の作成等について（通知）（平成26年12月）	80

12. 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令

(昭和35年12月17日 総理府、建設省令第3号)

(一部改正 平成4年7月31日 総理府、建設省令第2号)

(一部改正 平成18年2月20日 内閣府、国土交通省令第1号)

(一部改正 平成20年6月30日 内閣府、国土交通省令第2号)

(一部改正 平成21年12月18日 内閣府、国土交通省令第3号)

(一部改正 平成22年12月17日 内閣府、国土交通省令第3号)

(一部改正 平成23年9月12日 内閣府、国土交通省令第2号)

(一部改正 平成24年2月27日 内閣府、国土交通省令第1号)

(一部改正 平成26年3月25日 内閣府、国土交通省令第2号)

(一部改正 平成26年5月26日 内閣府、国土交通省令第4号)

目 次

第1章 道路標識

第1条 分類

第2条 種類等

第3条 様式

第3条の2 条例で定める道路標識

第4条 設置者の区分

第2章 区画線

第5条 種類及び設置場所

第6条 様式

第7条 道路表示とみなす区画線

第3章 道路標示

第8条 分類

第9条 種類等

第10条 様式

[本文省略]

18. 三重県産業廃棄物税条例

(課税の根拠)

第一条 県は、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第四条第六項の規定に基づき、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てるため、産業廃棄物税を課する。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。
- 二 最終処分場 廃棄物処理法第十五条第一項の規定による三重県知事（以下「知事」という。）の許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場をいう。
- 三 中間処理施設 廃棄物処理法第十四条第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第六項又は第十四条の五第一項の規定による知事の許可を受けた者が当該許可に係る事業の用に供する施設のうち、最終処分場を除いた施設をいう。

一部改正〔平成一六年条例一九号〕

(賦課徴収)

第三条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び三重県税条例（昭和二十五年三重県条例第三十七号）の定めるところによる。

(納税義務者等)

第四条 産業廃棄物税は、事業所ごとに、産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入に対し、当該産業廃棄物を排出する事業者に課する。ただし、次に掲げる搬入については、この限りでない。

- 一 産業廃棄物を排出する事業者（以下「排出事業者」という。）が当該産業廃棄物を自ら有する中間処理施設において処分するための搬入
- 二 排出事業者がその処分を他人に委託した産業廃棄物のうち中間処理施設で処分された後のもの（前号に規定する搬入に係る産業廃棄物が処分された後のものを除く。）の搬入

(納税管理人)

第五条 産業廃棄物税の納税義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下「住所等」という。）を有しない場合においては、納付に関する一切の事項を処理させるため、県内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から十日以内に知事に申告し、又は県外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについてこれを定める必要が生じた日から十日以内に知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る産業廃棄物税の徴収の確保に支障がないことについて知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(納税管理人に係る不申告に関する過料)

第六条 前条第二項の認定を受けていない産業廃棄物税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

一部改正〔平成二三年条例三二号〕

(産業廃棄物税の減免)

第六条の二 知事は、特別の事情がある場合において産業廃棄物税の減免を必要とすると認める者に対し、産業廃棄物税を減免することができる。

追加〔平成二一年条例四二号〕

(課税標準)

第七条 産業廃棄物税の課税標準は、次に掲げる重量とする。

- 一 最終処分場への産業廃棄物の搬入にあつては当該産業廃棄物の重量
- 二 中間処理施設への産業廃棄物の搬入にあつては当該産業廃棄物の重量に、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる処理係数を乗じて得た重量

施設の区分	処理係数
一 焼却施設又は脱水施設	〇・一〇
二 乾燥施設又は中和施設	〇・三〇
三 油水分離施設	〇・二〇
四 前三項に掲げる施設以外の中間処理施設	一・〇〇
備考 この表において「焼却施設」、「脱水施設」、「乾燥施設」、「中和施設」及び「油水分離施設」とは、廃棄物処理法第十四条第六項、第十四条の二第一項、第十四条の四第六項又は第十四条の五第一項の規定による知事の許可を受けた事業の範囲に応じて、当該事業の用に供された施設をいう。	

2 前項に規定する搬入に係る産業廃棄物について、当該産業廃棄物の重量の計測が困難な場合において規則で定める要件に該当するときは、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とする。

一部改正〔平成一六年条例一九号〕

(課税標準の特例)

第八条 中間処理施設において処分された後の産業廃棄物の重量が前条第一項第二号の規定により算出した重量に満たない場合における課税標準は、排出事業者の申出に基づき知事が適当であると認めたときに限り、当該産業廃棄物の重量とする。

2 産業廃棄物を中間処理施設のうち規則で定める再生施設（以下「再生施設」という。）へ搬入する場合には、当該搬入に係る産業廃棄物の重量を課税標準に含めないものとする。

(税率)

第九条 産業廃棄物税の税率は、一トンにつき千円とする。

(免税点)

第十条 四月一日から翌年三月三十一日までの間（以下「課税期間」という。）における中間処理施設又は最終処分場への搬入に係る産業廃棄物税の課税標準となるべき重量の合計（以下「課税標準量」という。）が千トンに満たない場合においては、産業廃棄物税を課さない。

(徴収の方法)

第十一条 産業廃棄物税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続)

第十二条 産業廃棄物税の納税義務者は、課税期間の末日から起算して四月を経過する日の属する月の末日までに（課税期間の中途において事業所を廃止した場合にあっては、当該事業所の廃止の日から一月以内に）、当該課税期間における産業廃棄物税の課税標準量及び税額、再生施設へ搬入した産業廃棄物の重量その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付しなければならない。

(期限後申告等)

第十三条 前条の規定により申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、法第七百三十三条の十六第四項の規定による決定の通知を受けるまでは、前条の規定により申告書を提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を納付することができる。

2 前条又は前項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準量又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(更正又は決定の通知等)

第十四条 法第七百三十三条の十六第四項の規定による更正若しくは決定をした場合又は法第七百三十三条の十八第五項の規定による過少申告加算金額若しくは不申告加算金額若しくは法第七百三十三条の十九第四項の規定による重加算金額を決定した場合においては、規則で定める通知書により、これを納税義務者に通知する。

2 前項の通知を受けた者は、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を当該通知書に指定する納期限までに納付しなければならない。

(帳簿の記載義務等)

第十五条 産業廃棄物税の納税義務者は、帳簿を備え、規則で定めるところにより、産業廃棄物の搬入に関する事実をこれに記載し、第十二条に規定する申告書の提出期限の翌日から起算して五年を経過する日まで保存しなければならない。

(徴税吏員の質問検査権)

第十六条 徴税吏員は、産業廃棄物税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号及び第二号の者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

- 一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
- 二 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
- 三 前二号に掲げる者以外の者で産業廃棄物税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

2 前項第一号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び

負債の移転を受けた法人をいう。以下同じ。)及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、同項第二号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

- 3 第一項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 徴税吏員は、地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。
- 5 産業廃棄物税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、法第七百三十三条の二十四第六項の定めるところによる。
- 6 第一項又は第四項の規定による徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

一部改正〔平成一四年条例二二号・一七年一八号・二三年五五号〕

(県税条例の特例)

第十七条 産業廃棄物税の賦課徴収については、三重県県税条例第三条第二号中「狩猟税」とあるのは「狩猟税・産業廃棄物税」と、同条例第六条の二第二項中「県たばこ税」とあるのは「県たばこ税及び産業廃棄物税」と、同条例第七条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び三重県産業廃棄物税条例(平成十三年三重県条例第五十一号)」と、同条例第八条中「10 知事は、第二項から前項までの課税地を不相当と認める場合又はこれにより難いと認める場合においては、これらの規定にかかわらず、別に課税地を指定することができる。」とあるのは「10 第二項の規定にかかわらず、産業廃棄物税の課税地は、三重県産業廃棄物税条例第四条に規定する産業廃棄物の搬入に係る中間処理施設又は最終処分場の所在地とする。11 知事は、第二項から前項までの課税地を不相当と認める場合又はこれにより難いと認める場合においては、これらの規定にかかわらず、別に課税地を指定することができる。」と、同条例第九条及び第十一条第一項中「この条例」とあるのは「この条例及び三重県産業廃棄物税条例」とする。

一部改正〔平成一五年条例三八号・一六年四二号・一七年一八号〕

(委任)

第十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(産業廃棄物税の使途)

第十九条 知事は、県に納付された産業廃棄物税額から産業廃棄物税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額を、産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用に充てなければならない。

附 則

- 1 この条例は、法第七百三十一条第二項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、同日以後に行う産業廃棄物の搬入に係る産業廃棄物税について適用する。(平成十三年十一月規則第八六号で、同十四年四月一日から施行。ただし、第八条第二項の規定(規則で定める再生施設に係る部分に限る。)は、公布の日から施行)
- 2 この条例を施行するために必要な規則の制定その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 知事は、この条例の施行後五年を目途として、この条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成十四年三月二十六日三重県条例第二十二号）

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年七月一日三重県条例第三十八号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十五年七月一日から施行する。（後略）

附 則（平成十六年三月二十三日三重県条例第十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年三月三十一日三重県条例第四十二号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成十七年三月二十八日三重県条例第十八号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成二十一年三月三十一日三重県条例第四十二号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成二十三年六月三十日三重県条例第三十二号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （前略）第四条の規定 公布の日から起算して二月を経過した日

二・三 （略）

（過料に関する経過措置）

4 この条例（附則第一項各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この項において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる県税に係るこの条例の施行後にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年十二月二十七日三重県条例第五十五号抄）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （前略）第二条の規定 平成二十五年一月一日

二 （略）

19. 三重県生活環境の保全に関する条例

(平成13年3月27日 三重県条例第7号)
(平成15年3月17日 三重県条例第16号改正)
(平成16年3月23日 三重県条例第24号改正)
(平成17年10月21日 三重県条例第67号改正)
(平成20年10月24日 三重県条例第44号改正)
(平成22年3月29日 三重県条例第9号改正)
(平成24年10月19日 三重県条例第52号改正)
(平成25年12月27日 三重県条例第77号改正)

目 次

第1章	総則（第1条－第4条）
第2章	事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減
第1節	自主的な環境保全活動の推進（第5条－第7条）
第2節	削除
第3節	自動車等の使用に伴う環境への負荷の低減（第11条－第15条）
第4節	焼却行為等の制限（第16条－第20条）
第5節	日常生活等における水質汚濁の防止（第21条）
第3章	工場等における公害の防止
第1節	ばい煙等の排出の規制（第22条－第41条）
第2節	大気汚染物質の総排出量規制（第42条－第46条）
第3節	建設作業等に関する規制（第47条－第55条）
第4節	地下水採取の規制（第56条－第72条）
第5節	土壌及び地下水汚染に関する規制（第72条の2－第72条の10）
第4章	環境美化等
第1節	環境美化の促進（第73条－第76条）
第2節	放置されている自転車の撤去の推進（第77条－第86条）
第5章	削除
第6章	生活環境保全調整会議（第97条－第100条）
第7章	雑則（第101条－第105条）
第8章	罰則（第106条－第113条）

[本文省略]

20. 三重県リサイクル製品利用推進条例

(平成13年3月27日 三重県条例第46号)
(平成17年3月28日 三重県条例第38号改正)
(平成17年10月21日 三重県条例第67号改正)
(平成18年3月28日 三重県条例第43号改正)
(平成21年3月25日 三重県条例第38号改正)
(平成25年2月28日 三重県条例第3号改正)

(目的)

第一条 この条例は、リサイクル製品の利用を推進し、もって、リサイクル産業の育成を図り、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「リサイクル製品」とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源又は同条第五項に規定する再生部品（以下「再生資源等」という。）を利用することにより、生産又は加工（以下「生産等」という。）をされる製品をいう。ただし、次に掲げるものを利用することにより、生産等をされるものを除く。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第三項に規定する特別管理一般廃棄物又は同条第五項に規定する特別管理産業廃棄物
- 二 規則で定める方法により測定されたその空間放射線量率の値が〇・一四マイクログレイ毎時を超えるもの

一部改正〔平成一八年条例四三号・二一年三八号〕

(県の責務)

第三条 県は、リサイクル製品の利用を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成一七年条例三八号〕

(県民及び事業者の責務)

第四条 県民及び事業者は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限りリサイクル製品を選択するよう努めるものとする。

(県と市町との協働等)

第五条 県は、市町に対し、リサイクル製品の利用の推進について協力することを求めることができる。

- 2 県は、市町が行うリサイクル製品の利用の推進に関する施策について必要な助言、情報の提供その他の協力を行うものとする。
- 3 県は、リサイクル製品の利用を推進するため、必要に応じて他の都道府県との連携を図るものとする。

追加〔平成一七年条例三八号〕、一部改正〔平成一七年条例六七号〕

(認定及び認定基準)

第六条 知事は、リサイクル製品の生産等をし、又はしようとする者の申請に基づき、当該リサイクル製品が次に掲げる基準（以下「認定基準」という。）のいずれにも適合していることについて認定を行うことができる。

- 一 県内の工場又は事業場（第三号及び第十六条第一項において「工場等」という。）において生産等をされる製品であること。
 - 二 その全部又は一部に県内で発生する再生資源等を用いて生産等をされる製品であること。
 - 三 当該リサイクル製品の生産等に係る工場等において、環境の保全、工場等の操業等に関する法令が遵守され、環境の保全に関する措置が講じられること。
 - 四 前三号に掲げる基準のほか品質、安全性その他必要な事項に関して規則で定める基準に適合すること。
- 2 知事は、リサイクル製品の生産等をしようとする者（第八条第七項において「生産予定者」という。）の申請については、当該申請があった日の翌日から起算して六月以内に生産等が開始されることが確実であると認めるときに限り、認定を行うことができる。
 - 3 知事は、第一項の認定に当たっては、この条例の施行に必要な限度において、品質及び安全性に関する条件その他必要と認める条件を付することができる。
一部改正〔平成一七年条例三八号・一八年四三号〕

（三重県リサイクル製品認定委員）

- 第七条 知事は、前条第一項の認定（以下「製品認定」という。）に当たっては、リサイクル製品の生産等又は流通、環境の保全その他リサイクル製品の利用推進に係る学識経験を有する者のうちから三重県リサイクル製品認定委員（以下この条において「認定委員」という。）を任命し、その意見を聴くものとする。
- 2 知事は、第九条第一項の認定、第十条第一項若しくは第二項の取消し、第十二条第二項の通知又は第十三条の是正若しくは改善の勧告に当たって必要があると認めるときは、認定委員の意見を聴くことができる。
 - 3 認定委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
 - 4 前三項に定めるもののほか、認定委員の任期その他必要な事項は、規則で定める。
追加〔平成一八年条例四三号〕、一部改正〔平成二一年条例三八号〕

（認定の申請及び通知等）

- 第八条 製品認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。
- 2 製品認定の有効期間は、五年を超えない範囲で規則で定めるものとする。
 - 3 前項の有効期間が終了する場合において、第一項の規定による申請を行った者（以下この条及び第十六条第一項において「申請者」という。）が再度同一のリサイクル製品について、第一項の規定による申請を行うことを妨げるものではない。
 - 4 知事は、製品認定を行ったときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。
 - 5 製品認定を受けたリサイクル製品（以下「認定リサイクル製品」という。）の生産等をする者（以下「認定生産者」という。）は、規則で定めるところにより、当該リサイクル製品が認定リサイクル製品であることを表示することができる。
 - 6 知事は、第一項の規定による申請があったリサイクル製品が認定基準に適合しないと認めるときは、申請者にその旨を通知するものとする。
 - 7 生産予定者が、認定リサイクル製品の生産等を開始するときは、規則で定めるところにより、当該開始予定日の前日から起算して三十日前までに、知事に対し、次項の確認を受けるための申請をしなければならない。
 - 8 知事は、前項の申請を受けたときは、当該認定リサイクル製品が、認定基準に適合していることについて確認を行い、その結果について、規則で定めるところにより、同項の規定による申請を行った者に通知するものとする。
一部改正〔平成一七年条例三八号・一八年四三号・二五年三号〕

(変更の申請等)

第九条 認定生産者は、認定リサイクル製品につき前条第一項の規定による申請に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を知事に申請し、認定を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める事項を変更するときは、規則で定めるところにより、当該変更をすべき事由が生じた日の翌日から起算して三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一部改正〔平成一七年条例三八号・一八年四三号〕

(認定の取消し等)

第十条 知事は、認定生産者が正当な事由がなく認定リサイクル製品の生産等をしなくなったとき、認定リサイクル製品が認定基準に適合しなくなったと認めるとき（第八条第八項の規定による確認により判明したときを含む。）又は偽りその他不正の行為により認定されたと認めるときは、当該認定を取り消さなければならない。

2 知事は、認定生産者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

一 第六条第三項の規定により付された条件に違反したとき。

二 正当な事由がなく第八条第七項又は前条第一項の規定による申請をしないとき。

三 次条第二項の規定による報告をしないとき。

四 第十三条の是正又は改善を行わないとき。

3 認定生産者は、認定リサイクル製品について、当該認定がその効力を失ったとき又は第一項若しくは前項の規定により取り消されたときは、第八条第五項の規定による表示をしてはならない。

4 知事は、第一項又は第二項の規定により当該認定を取り消したときは、認定生産者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

5 第一項又は第二項の規定により認定を取り消された認定生産者は、取消しのあった日の翌日から起算して五年間は、第八条第一項の規定による申請を行うことができない。

追加〔平成一八年条例四三号〕、一部改正〔平成二五年条例三号〕

(認定生産者の義務)

第十一条 認定生産者は、認定リサイクル製品の品質及び安全性を管理するために必要な当該製品の検査方法その他の規則で定める事項を記載した計画（第三項及び第十三条において「品質等管理計画」という。）を定め、認定リサイクル製品が認定基準に適合するように品質及び安全性を維持しなければならない。

2 認定生産者は、規則で定めるところにより、製品認定を受けた日の属する年の翌年から第八条第二項の有効期間が終了する日の属する年まで、毎年一度、認定リサイクル製品の認定基準への適合状況を試験し、又は検査し、認定基準に適合することを証する書類その他の規則で定める書類を添えて、その結果を知事に報告するものとする。

3 認定生産者は、品質等管理計画に基づき認定リサイクル製品を保管するとともに、前項の規定による試験又は検査に関する書類を同項の規定による報告をした日から五年を経過する日まで保存しなければならない。

一部改正〔平成一七年条例三八号・一八年四三号・二五年三号〕

(認定の取下げ等)

第十二条 認定生産者は、製品認定を取り下げるときは、規則で定めるところにより知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届出をした認定生産者が第十条第一項又は第二項に該当すると認めるときは、当該認定生産者に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

3 知事は、前項の規定による公表を行うときは、当該認定生産者に聴聞の機会を与えなければならない。

- 4 第二項の規定による通知を受けた認定生産者は、通知のあった日の翌日から起算して五年間は、第八条第一項の規定による申請を行うことができない。

追加〔平成一八年条例四三号〕

(是正又は改善の勧告)

- 第十三条 知事は、認定生産者が品質等管理計画に基づき適正に認定リサイクル製品の品質管理等を行っていないと認めるときは、認定生産者にその是正又は改善を求めることができる。

追加〔平成一八年条例四三号〕

(類似表示の禁止)

- 第十四条 何人も、認定リサイクル製品以外の製品について、この条例の定める認定リサイクル製品と誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

一部改正〔平成一七年条例三八号・一八年四三号〕

(県の調達等)

- 第十五条 県は、県の行う工事又は物品の調達において、認定リサイクル製品を、その性能、品質、数量、価格等について考慮し、優先的に使用又は購入するように努めなければならない。
- 2 県は、各会計年度の終了後、当該会計年度における認定リサイクル製品の使用及び購入の状況を公表しなければならない。
- 3 県は、県の行う工事において、認定リサイクル製品を使用する場合には、規則で定めるところにより、品目、使用量その他規則で定める事項を看板その他の方法で掲示しなければならない。

一部改正〔平成一七年条例三八号・一八年四三号・二一年三八号〕

(立入検査等)

- 第十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、申請者若しくは認定生産者（以下この項及び次項において「認定生産者等」という。）若しくは認定生産者等に再生資源等を供給する者に対して報告を求め、又は当該職員にこれらの者の県内の工場等に立ち入らせ、土地、建物、機械、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 知事は、当該職員に、試験の用に供するのに必要な限度において、認定生産者等からリサイクル製品及び再生資源等を無償で収去させ、分析させることができる。
- 3 第一項の規定による立入検査又は前項の規定による収去をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 4 第一項の規定による立入検査及び第二項の規定による収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

一部改正〔平成一七年条例三八号・一八年四三号・二五年三号〕

(研究開発の支援)

- 第十七条 県は、県内の事業者が行う再生資源等の利用に関する研究開発に対する支援を行うことができる。

追加〔平成一七年条例三八号〕、一部改正〔平成一八年条例四三号〕

(広報啓発)

- 第十八条 県は、県民及び事業者に対し、リサイクル製品の利用を推進するために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

追加〔平成一七年条例三八号〕、一部改正〔平成一八年条例四三号〕

(その他)

- 第十九条 この条例は、認定リサイクル製品以外のリサイクル製品の使用又は購入を排除するものではない。

- 2 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
一部改正〔平成一七年条例三八号・一八年四三号〕

附 則

この条例は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十八日三重県条例第三十八号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号）

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十八日三重県条例第四十三号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の条例第六条第一項の規定による認定を受けている者については、改正後の条例第十一条第一項及び第三項（品質等管理計画に係る部分に限る。）並びに第十三条の規定は、平成十八年十二月三十一日までの間は、適用しない。

附 則（平成二十一年三月二十五日三重県条例第三十八号）

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年二月二十八日三重県条例第三号）

この条例は、公布の日から施行する。

21. 三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則

(平成13年9月25日 三重県規則第80号)
(平成17年4月26日 三重県規則第52号改正)
(平成18年3月28日 三重県規則第29号改正)
(平成21年3月25日 三重県規則第27号改正)
(平成21年12月11日 三重県規則第65号改正)

(趣旨)

第1条 この規則は、三重県リサイクル製品利用推進条例（平成13年三重県条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(再生資源の測定方法)

第3条 条例第2条第2号の規則で定める方法は、「チタン鉱石問題に係る検討の結果と今後の対応について」（平成3年5月30日科学技術庁原子力安全局チタン鉱石問題検討会報告）に基づく空間放射線量率の測定方法に準じて測定する方法とする。

(認定基準等)

- 第4条 条例第6条第1項第二号に掲げる基準のうち、生産に用いる再生資源等の割合は、別表第一のとおりとし、同表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合とする。
- 2 条例第6条第1項第二号に掲げる基準のうち、県内で発生する再生資源等の割合は、製品の生産に使用される再生資源等の重量の50パーセント以上とする。
 - 3 すべての製品において、前二項に規定する割合については、可能な限り高い率とするよう努めなければならない。
 - 4 条例第6条第1項第四号の基準は、別表第二のとおりとし、同表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる製品の種類ごとに、同表の下欄に掲げる認定基準とする。ただし、再生資源等の性状や製品の用途等によっては、あらかじめ認定委員の意見を聴いた上で、必要な項目を認定基準の項目に加えることができる。
 - 5 知事は、別表第一又は別表第二に掲げる認定基準が制定されていない製品にあつては、認定委員の意見を聴いて、当該製品を認定リサイクル製品として認めることができる。
 - 6 知事はリサイクル製品の安全性を確認するため、試験研究機関等による試験検査結果等の提出を求めることができる。

(認定委員の任期等)

- 第5条 認定委員の数は、20名以内とする。
- 2 認定委員の任期は、3年以内とし、再任を妨げない。
 - 3 知事は、必要があると認めるときは、認定委員以外の者から意見を聴くことができる。

(認定の申請等)

- 第6条 条例第8条第1項の規定による申請は、リサイクル製品認定申請書（第一号様式）により行うものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 条例第6条第1項の認定基準に適合することを証する書類（計量法（平成4年法律第51号）第110条の2第一項の証明書（第15条第2項第一号において「計量証明書」という。）等は申請日の前90日以内に発行されたものに限る。）
 - 二 リサイクル製品の品質及び仕様を明らかにする書類

- 三 リサイクル製品の使用条件及び販売条件を明らかにする書類
- 四 リサイクル製品の生産等において利用する再生資源等の種類、配合割合及び成分を明らかにする書類
- 五 リサイクル製品の生産設備の構造及び配置、生産工程並びに生産条件を明らかにする書類
- 六 条例第11条第1項に規定する品質等管理計画
- 七 その他知事が必要と認めるもの

(認定の有効期間)

第7条 条例第8条第2項の有効期間は、5年とする。

(認定の通知)

第8条 条例第8条第4項の規定による通知は、リサイクル製品認定通知書（第二号様式）により行うものとする。

(認定リサイクル製品であることの表示)

第9条 条例第8条第5項の規定による表示は、次に掲げる表示のいずれかにより行うものとする。

- 一 「三重県認定リサイクル製品」の文字の表示
- 二 知事が別に定める図形の表示
- 三 前二号の表示を同時に使用した表示

2 前項第二号の知事が別に定める図形を使用する場合は、これを変形（縦横比が等しい拡大又は縮小を除く。）し、他の図形若しくは前項第一号に掲げる文字以外の文字を同時に使用し、又は知事が別に定める色以外の色を用いてはならない。ただし、やむを得ない事情があると知事が認めるときは、この限りでない。

(要件に適合しない旨の通知)

第10条 条例第8条第6項の規定による通知は、リサイクル製品認定基準不適合通知書（第三号様式）により行うものとする。

(認定後の確認の申請等)

第11条 条例第8条第7項の規定による申請は、認定リサイクル製品確認申請書（第四号様式）により行うものとする。

2 前項の申請書には、第6条第2項第一号に掲げる書類その他知事が必要と認めるものを添付するものとする。

(認定後の確認の通知)

第12条 条例第8条第8項の規定による通知は、認定リサイクル製品確認結果通知書（第五号様式）により行うものとする。

(変更の申請等)

第13条 条例第9条第1項の規定による申請は、認定リサイクル製品変更申請書（第六号様式）により行うものとする。

2 前項の申請には、第六条第二項に規定する書類（変更事項に係るものに限る。）を添付するものとする。

3 条例第九条第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 認定生産者の主たる事務所の所在地
- 二 認定生産者の主たる事務所の名称
- 三 認定生産者の代表者の氏名

4 条例第9条第2項の規定による届出は、認定リサイクル製品変更届出書（第七号様式）により行うものとする。

(品質等管理計画の記載事項)

第14条 条例第11条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 認定リサイクル製品の品質及び安全性を管理するための項目、目標値又は基準値、検査方法及び検査頻度
- 二 認定リサイクル製品の生産工程を管理するための項目及び目標値又は基準値
- 三 再生資源等の品質及び安全性を管理するための項目、目標値又は基準値、受入れに当たっての検査方法及び検査頻度
- 四 その他認定リサイクル製品の品質及び安全性を維持するために知事が必要と認める事項

(適合状況の報告等)

第15条 条例第11条第2項の規定による報告は、リサイクル製品認定基準適合状況報告書(第八号様式)により、製品が認定された日から起算して1年、2年、3年、4年及び5年を経過する日の翌日を起算日としてそれぞれ30日以内に行うものとする。ただし、条例第8条第3項の規定により同一製品について再度認定を受けるために申請書の提出を行った年の報告については、この限りでない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 一 条例第6条第1項の認定基準に適合することを証する書類
- 二 リサイクル製品の生産等において利用する原材料並びに再生資源等の受入れ状況、配合割合及び成分を明らかにする書類
- 三 リサイクル製品の生産及び販売に関する書類
- 四 条例第11条第1項に規定する品質等管理計画
- 五 前号の計画の実施状況を明らかにする書類
- 六 その他知事が必要と認めるもの

(認定の取下げ)

第16条 条例第12条第1項の規定による届出は、製品認定取下げ届出書(第九号様式)により行うものとする。

(県の行う工事における掲示等)

第17条 条例第15条第3項の規定による掲示は、当該工事を行う場所において看板、表示板等により行うものとする。

2 条例第15条第3項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 製品名
- 二 認定番号
- 三 再生資源等を使用した製品である旨

(身分証明書)

第17条 条例第16条第3項の身分を示す証明書の様式は、第十号様式のとおりとする。

附 則

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成17年4月26日三重県規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月28日三重県規則第29号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に三重県リサイクル製品利用推進条例の一部を改正する条例(平成18年三重県条例第43号。以下この項において「改正条例」という。)による改正前の三重県リサイクル製品利

用推進条例（平成13年三重県条例第46号。次項において「旧条例」という。）第6条第1項の規定による認定を受けている者に係る当該認定の基準については、改正後の規則第4条及び別表第二の規定にかかわらず、改正条例による改正後の三重県リサイクル製品利用推進条例第9条第1項の規定による変更の申請を行う場合を除き、平成19年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際現に旧条例第6条第1項の規定による認定を受けている者については、改正後の規則第15条第2項第六号及び第七号の規定は、平成18年12月31日までの間は、適用しない。

附 則（平成21年3月25日三重県規則第27号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月11日三重県規則第65号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日から平成22年3月31日までの間（以下この項において「経過期間」という。）において、この規則の施行の際、現に条例第6条第1項の規定による認定を受けている製品（経過期間内に条例第8条第3項に規定する申請があったものを含む。）に係る改正後の三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則（次項において「改正規則」という。）第4条第1項及び第2項の規定は、当該製品の認定期限が到来するまでの間は、適用しない。
- 3 この規則の施行の際、現に条例第6条第1項の規定による認定を受けている製品に係る改正規則第4条第4項の規定については、平成22年3月31日までは、なお従前の例による。

別表第一（第四条関係）

区分	割合
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第六条の規定に基づき策定された「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下この項において「基本方針」という。）に再生資源等の割合が定められている製品	基本方針に定められた配合率
コンクリート二次製品（再生資源等として溶融スラグのみを用いて生産されたもので、日本工業規格プレキャスト鉄筋コンクリート製品又はプレキャスト無筋コンクリート製品のうち附属書に推奨仕様が示されている製品に限る。）	コンクリート配合に占める溶融スラグの重量の割合が10パーセント以上
緑化基盤材（再生資源等として木くず、樹皮、草、動植物性残さ又は人畜ふんを用いて生産されたものに限る。）	製品に占める再生資源等の重量の割合が80パーセント以上
肥料（再生資源等として木くず、樹皮、草、動植物性残さ又は人畜ふんを用いて生産されたものに限る。）	製品に占める再生資源等の重量の割合が100パーセント
間伐材類製品（再生資源等として間伐材類のみを使用しているものに限る。）	製品の木質部に占める再生資源等の重量の割合が100パーセント

備考 割合については、小数点以下を四捨五入した値とする。

別表第二（第四条関係）

区分	製品の種類	認定基準
1 品質及び安全性に関する基準	すべての製品	工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格又はこれに類する品質若しくは安全性に関する規格若しくは基準
	肥料取締法第四条に規定する登録を受けた「普通肥料」又は第二十二条に規定する届出された「特殊肥料」	「肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件」（昭和六十一年農林水産省告示第二百八十四号）の「別表十二汚泥肥料等」の左欄の下水汚泥肥料の基準のうち、含有を許される有害成分の最大量の条件
	製品の用途が、土壌と接し、又は混合して使用されるもので、埋戻し材、土壌改良材、緑化基盤材、コンクリート二次製品その他これらに類するもので、前項に掲げるものを除く。	「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成三年環境庁告示第四十六号）の別表に定める項目のうち、カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素、ほう素の環境上の条件
2 その他の基準	すべての製品	国等による環境物品の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第十条第一項に基づき県が作成する環境物品等の調達の推進を図るための方針（みえ・グリーン購入基本方針）に定める製品ごとの基準

22. みえ・グリーン購入基本方針

平成 26 年 4 月 1 日

21 世紀の環境を創造するためには、従来のライフスタイルを変更し、環境への負荷の少ない持続可能な社会に変えていくことが必要です。三重県庁では、「三重県経営方針職員の業務遂行にあたっての行動指針」に掲げる「かけがえのない三重の豊かな環境を次世代に継承していくため、環境にやさしい仕事の進め方に絶えず見直しを。」を実現するために、県のすべての組織でグリーン購入に取り組んできました。今後も引き続き、県自らが消費者としてグリーン購入の意義を再認識し、持続的発展が可能な循環型社会を構築するため「みえ・グリーン購入基本方針」を定めます。

1. 基本的な考え方

物品等の使用量の節減、有効利用に努めることを第一とし、購入にあたっては環境への負荷の少ない製品やサービスを優先的に購入するため、次の原則により取り扱うこととします。

(1) 必要性考慮の原則

購入する前に必要性を十分に考え、購入する場合は必要最小限の数量とします。

(2) ライフサイクル考慮の原則

- ・ 物品等の調達にあたっては、資源採取から廃棄までの物品等のライフサイクル全体について考慮します。
- ・ 物品等は適正使用・長期使用するとともに、廃棄にあたっては分別廃棄等に留意します。
- ・ 購入に際しては、環境に優しい製品やサービス等を優先的に購入することとし、次の要件に基づき物品等を判断します。
 - ①長期間の使用が可能なもの
 - ②再生素材や再使用部品を使用しているもの
 - ③リサイクルや分別廃棄が容易なもの
 - ④廃棄時に環境負荷がより少ないもの
 - ⑤省資源・省エネルギー設計等環境保全に寄与することが大きなもの
- ・ 公共工事に係る資材については、長期にわたる安全性や機能の確保に留意します。

(3) 事業者環境配慮の原則

事業者の選定にあたっては、ISO14001、みえ・環境マネジメントシステム・スタンダード（M-EMS：ミームス）等の環境マネジメントシステムの導入により適切な環境管理を行っていることや、情報を公開していることも考慮します。また、事業者に対し、環境保全活動への積極的な取組を働きかけます。

2. 対象物品等及び対象組織

県が調達する物品、公共工事（県が行う建築及び土木等すべての工事）及び役務を対象とし、県のすべての組織（企業庁、病院事業庁、県警察、県立学校、各種委員会を含む。）において取り組みます。

3. 基本調達品目及びその判断基準

県が調達する基本的な品目（以下「基本調達品目」という。）とその判断基準は、「環境物品等＊の調達方針」（以下「調達方針」という。）に定めます。

4. 運用方法

毎年度の調達方針は、物品等の開発・普及状況を勘案のうえ定めます。

* 「環境物品等」とは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（第2条）に定める次の各号のいずれかに該当する物品又は役務をいう。

- 1 再生資源その他の環境への負荷（環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第1項に規定する環境への負荷をいう。以下同じ）の低減に資する原材料又は部品
- 2 環境への負荷の低減に資する原材料又は部品を利用していること、使用に伴い排出される温室効果ガス等による環境への負荷が少ないこと、使用後にその全部又は一部の再使用又は再生利用がしやすいことにより廃棄物の発生を抑制することができることその他の事由により、環境への負荷の低減に資する製品
- 3 環境への負荷の低減に資する製品を用いて提供される等環境への負荷の低減に資する役務

23. 三重県公共工事等暴力団等排除措置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三重県が発注する建設工事等及び建設業許可（以下「公共工事等」という。）に対する暴力団又は暴力団関係者の不当な介入を排除し、もって公共工事等の適正な履行を確保するために必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 建設工事等

建設業法（昭和24年法律第100号。）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量業務、土木・建築関係コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、環境調査業務及びその他建設工事に関連する業務をいう。

二 県発注工事

三重県、三重県企業庁、三重県病院事業庁、三重県教育委員会、三重県警察本部並びに三重県住宅供給公社、三重県土地開発公社及び三重県道路公社が発注する建設工事等をいう。

三 部長等

県発注工事を所掌する、部局の長、企業庁長、病院事業庁長、教育長、警察本部長並びに住宅供給公社理事長、土地開発公社理事長及び道路公社理事長をいう。

四 入札参加資格者

三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号。）第4条の規定に基づき三重県建設工事等入札参加資格者名簿に登録された者をいう。

五 役員等

- ア 法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者をいう。
- イ 法人格を有しない団体にあっては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。
- ウ 個人にあっては、その者及び支配人をいう。

六 下請負人等

下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）並びに契約の相手方、下請負人又は再受託者が当該契約の履行に関して締結する全ての契約の相手方をいう。

七 資材会社等

別表一2に掲げる資材会社、施設又は廃棄物処理業者をいう。

八 入札参加資格者等

入札参加資格者若しくはその役員等、下請負人等若しくはその役員等又は資材会社等若しくはその役員等をいう。

九 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

十 暴力団員

暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

十一 暴力団関係者

暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。

十二 暴力団員等

暴力団員及び暴力団関係者をいう。

十三 暴力団関係法人等

暴力団及び暴力団員等が、経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人等をいう。

十四 不当介入

県発注工事の契約相手方（以下「受注者」という。）に対して行われる契約履行に関する不当要求（応ずべき合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求をいう。）及び妨害（不法な行為等で、契約の履行の障害となるものをいう。）をいう。

（警察等関係行政機関からの通報に伴う対応）

第3条 三重県県土整備部長（以下「県土整備部長」という。）は、三重県警察本部（以下「警察本部」という。）から、入札参加資格者等が別表－1に掲げる一に該当するとして通報があったときは、この要綱に基づき適切な措置をとるものとする。

（警察等関係行政機関への照会に伴う対応）

第4条 県土整備部長は、必要に応じて入札参加資格者等が別表－1に掲げる一に該当する者か否か警察本部に照会することができるものとする。

2 県土整備部長は、前項の規定による確認の結果、入札参加資格者等が別表－1に掲げる一に該当する者と確認されたときは、前条と同様の措置をとるものとする。

（建設業許可からの排除）

第5条 三重県知事は、建設業の許可を受けようとする者（許可の更新を受けようとする者を含み、個人の場合は、その者、支配人及び営業所の代表者、法人の場合は役員、支配人及び営業所の代表者をいう。）が、現に暴力団の構成員であると認められるときは、建設業法第7条第3号に規定する許可の基準に適合しないものとして適切な措置をとるものとする。

（建設工事等の入札参加対象又は下請等からの排除並びに契約の解除）

第6条 県土整備部長は、入札参加資格者又はその役員等が別表－1に掲げる一に該当する者と確認されたときは、三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づき適切な措置をとるものとする。

2 県土整備部長は、入札参加資格者又はその役員等が別表－1に掲げる一に該当する者と知りながらその者を下請負人又は再受託者としていたときは、前項の規定と同様の措置をとるものとする。

3 発注機関の長は、第1項の規定による措置を受けた入札参加資格者が受注する県発注工事があるときは、当該契約を解除することができるものとする。

4 発注機関の長は、受注者が別表－1に掲げる一に該当すると認められる者を下請負人等としていたときは、受注者に対し又は受注者を通じて当該下請負人等との契約の解除を求めることができるものとする。

また、発注機関を所管する部長等は、受注者がこの要求に従わなかったときは、第1項と同様の措置をとるものとする。

（建設工事等における資材購入等の排除及び契約の解除）

第7条 受注者及び下請負人等は、資材会社等又はその役員等が別表－1に掲げる一に該当する者と認められるときは、当該資材会社から資材を購入し、又は当該施設若しくは廃棄物処理業者を使用してはならない。

2 県土整備部長は、入札参加資格者が別表－1に掲げる一に該当する者と認められる資材会社等であると知りながら資材を購入し、又は施設若しくは廃棄物処理業者を使用したときは、前条第1項と同様の措置をとるものとする。

3 発注機関の長は、別表－1に掲げる一に該当する者と認められる資材会社等から資材を購入し、又は資材会社等の施設若しくは廃棄物処理業者を使用している入札参加資格者との契約があるときは、前条第3項と同様の措置をとるものとする。

4 発注機関の長は、受注者又は下請負人等が別表－1に掲げる一に該当する者と認められる資

材会社等と契約があるときは、受注者に対し又は受注者を通じて当該資材会社等との契約の解除を求めることができるものとする。

また、発注機関を所管する部長等は、受注者がこの要求に従わなかったときは、前条第1項と同様の措置をとるものとする。

(不当介入に対する措置)

第8条 発注機関の長は、受注者に対し、契約の履行に当たって受注者又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたときは、警察本部に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行うこと及び発注機関に報告を行うことを義務付けるものとする。この義務付けのために特記仕様書に別表-3の項目を明示するものとする。

2 発注機関の長及び警察本部刑事部長は、受注者から前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその内容を発注機関を所管する部長等に文書により通知するものとする。

3 発注機関を所管する部長等は、前項の規定による通知を受けたときは発注機関の長からの報告は警察本部刑事部長へ、警察本部刑事部長からの通報は発注機関の長へ連絡するものとする。

4 発注機関を所管する部長等は、受注者が第1項の規定を怠り、著しく信頼を損なう行為があると認められるときは、第6条第1項と同様の措置をとることができるものとする。

なお、受注者が第1項の規定を怠り、著しく信用を損なう行為があると認められるときとは、あくまでも正当な理由なく、不当な介入に漫然と応諾し、これを通報及び報告しなかったとき等をいい、例えば、不当要求の程度が軽微で受注者又は下請負人等において直ちに拒否する等適確に対応し、以後の要求がないようなときの通報及び報告を怠ったことをいうものではない。

5 発注機関の長は、前項の規定による措置を受けた受注者との契約は、第6条第3項と同様の措置をとるものとする。

6 受注者が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の変更協議を行うときは、警察本部との協議内容を踏まえ、適切な契約期間の延長等を行うものとする。

(情報管理)

第9条 この要綱を運用するに際し、得た情報については、情報の流出防止に努めるとともに適正に管理しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱の第3条から第8条までに基づき措置をする場合の具体的な手続きについては、県土整備部長（三重県公共事業総合推進本部副部長）と警察本部刑事部長との間で別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

この要綱は、平成20年2月28日から施行する。

なお、第7条については、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表－1

- 1 暴力団員等と認められる場合。
- 2 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしたと認められる場合。
- 3 暴力団又は暴力団員等若しくは暴力団関係法人等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合。
- 4 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる場合。
(密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなど
の交遊をしている場合をいい、状況によっては年に1回でもその事実があるときも当該要件に該当することもある。ただし、特定の場所で偶然出会ったときは含まない。)
- 5 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。
(社会的に非難される関係とは、例えば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結ぶこと
や、暴力団員等が開催するパーティ等その他の会合に招待する、あるいはされる若しくは
は同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。)
- 6 暴力団員等又は暴力団関係法人等であると知りながら、これを利用するなどしていると
認められる場合。

別表－2【資材会社等】

【資材会社】

- ・個人が経営する会社等
- ・法人が経営する会社等
- ・中小企業団体の組織に関する法律に基づく中小企業団体及び中小企業等協同組合法に基づく中小企業等協同組合
- ・その他、資材を販売する一切の事業者、会社、組織等

【施設】

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設及び同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設

【廃棄物処理業者】

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者若しくは同条第6項の許可を受けた者、同法第14条第1項の許可を受けた者若しくは同条第6項の許可を受けた者又は同法第14条の4第1項の許可を受けた者若しくは同条第6項の許可を受けた者

別表－3

暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 受注者は暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

24. 施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領

平成13年3月30日 国官技第70号、国営技第30号
大臣官房技術調査課長、大臣官房営繕技術管理室から
各地方整備局企画部長、各地方整備局営繕部長あて

施工体制台帳に係る書類の提出について

標記について、別紙要領により実施することにしたので通知する。

なお、「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成7年9月25日付け建設省技調発第182号、平成8年7月1日付け建設省営監発第47号）は廃止する。

(別紙)

施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領

1. 目的

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制の把握するとともに、請負者の施工体制について、発注者が必要と認めた事項について提出させ、発注者においても的確に施工体制を把握することを目的とする。

2. 対象工事

工事を施工するために、締結した下請契約の代金の額（当該下請が二以上あるときは、それらの請負代金の総額）が3,000万円（建築一式工事においては4,500万円）以上になる工事。

3. 記載すべき内容

- (1) 建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項
- (2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
- (3) 監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（選任している場合のみ）の顔写真

- (4) 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期

(注1) 提出様式は、別紙様式を参考とする。

(注2) 施工体制台帳の作成方法等は「施工体制台帳の作成等について」（平成13年3月30日付け国総建第84号）を参考とする。

4. 提出手続き

主任監督員は、受注者に対し、施工体制台帳等を作成後、施工体制台帳に係る書類を、工事着手までに提出させるものとする。また、施工体制に変更が生じる場合は、そのつど、提出させるものとする。

5. 提出根拠

- ・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条
- ・土木工事共通仕様書 第1編共通編「1-1-13 施工体制台帳」

6. 適用

この要領は、平成13年4月1日以降に発注する工事に適用する。

平成13年3月30日国コ企第3号
大臣官房技術調査課建設コスト管理企画室長から
各地方整備局技術調整管理官あて

施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領の改正に伴う 追加措置について

「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号）は大臣官房技術調査課長及び営繕技術管理室長より通知したところであるが、施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領の改正に伴う追加措置については、別添特記仕様書記載例を参考に、特記仕様書に記載して対応されたい。

別添 特記仕様書記載例

【施工体制台帳】

請負者は、別紙「様式例4（工事担当技術者）」を追加して施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督職員に提出するものとする。なお、様式には監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。

【現場の管理】（必要に応じ記載）

請負者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

〈名札の例〉

監理(主任)技術者	
写真 2cm×3cm 程度	氏名 ○○ ○○
	工事名 ○○改良工事
	工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社 ◇◇建設株式会社
印	

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 所属会社の社印とする。

平成7年6月20日
建設省経建発第147号

最終改正：平成26年12月25日
国土建第198～202号

各地方整備局等建設業担当部長
各都道府県建設業主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

施工体制台帳の作成等について(通知)

建設業法の一部改正する法律（平成6年法律第63号）により、平成7年6月29日から特定建設業者に施工体制台帳の作成等が義務付けられ、また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）の適用対象となる公共工事（以下単に「公共工事」という。）は、発注者へその写しの提出等が義務付けられることとなった。さらに、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、平成27年4月1日から、公共工事については、発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結する場合には下請金額にかかわらず施工体制台帳の作成等が義務付けられることとなった。このため、これらの的確な運用に資するため、施工体制台帳の作成等を行う際の指針を下記のとおり定めたので、貴職におかれては、十分留意の上、事務処理に当たって遺漏のないよう措置されたい。

なお、貴管内の公共工事の発注者等関係行政機関及び建設業者団体にも速やかに関係事項の徹底方を取り計らわれたい。

記

一 作成建設業者の義務

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第24条の7第1項（入札契約適正化法第15条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により施工体制台帳を作成しなければならない場合における建設業者（以下「作成建設業者」という。）の留意事項は次のとおりである。

(1) 施工計画の立案

施工体制台帳の作成等に関する義務は、公共工事においては発注者から直接請け負った公共工事を施工するために下請契約を締結したときに、民間工事（公共工事以外の建設工事をいう。以下同じ。）においては発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が3,000万円（建築一式工事にあつては、4,500万円）以上となったときに生じるものである。このため、特に民間工事については、監理技術者の設置や施工体制台帳の作成等の要否の判断を的確に行うことができるよう、発注者から直接建設工事を請け負おうとする特定建設業者は、建設工事を請け負う前に下請負人に施工させる範囲と下請代金の額に関するおおむねの計画を立案しておくことが望ましい。

(2) 下請負人に対する通知

公共工事においては発注者から請け負った建設工事を施工するために下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の額の総額が3,000万円（建築一式工事にあつては、4,500万円）に達するときは、

① 作成建設業者が下請契約を締結した下請負人に対し、

a 作成建設業者の称号又は名称

b 当該下請負人の請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときには法第24条の7第2項の規定による通知（以下「再下請負通知」という。）を行わなければならない旨

c 再下請負通知に係る書類（以下「再下請負通知書」という。）を提出すべき場所

の3点を記載した書面を交付しなければならない。

② ①のa、b及びcに掲げる事項が記載された書面を、工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。

上記①及び②の書面の記載例としては、次のようなものが考えられる。

〔①の書面の文例〕

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律100号)第24条の7第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業者を営むもの(建設業の許可を受けていないものを含みます。)に請け負わせたときは、

イ 建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）

第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

ロ 貴社が工事を請け負わせた建設業を営むものに対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対するイの通知書の提出と、その者に対する

この書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号 ○○建設(株)

再下請負通知書の提出場所 工事現場内

建設ステーション／△△営業所

〔②の書面の文例〕

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4第1項に規定する再下請負通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

○○建設（株）

(3) 下請負人に対する指導等

施工体制台帳を的確かつ速やかに作成するため、施工に携わる下請負人の把握に努め、これらの下請負人に対し速やかに再下請通知書を提出するよう指導するとともに、作成建設業者としても自ら施工体制台帳の作成に必要な情報の把握に努めなければならない。

(4) 施工体制台帳の作成方法

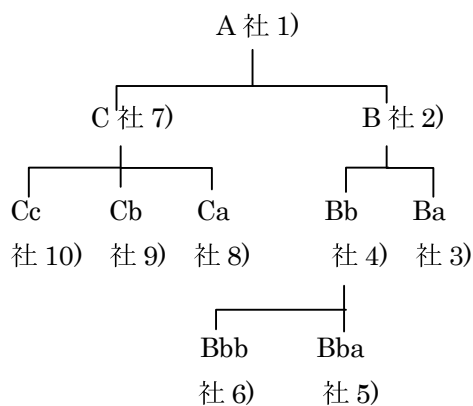
施工体制台帳は、所定の記載事項と添付書類から成り立っている。その作成は、発注者から請け負った建設工事に関する事実と、施工に携わるそれぞれの下請負人から直接に、若しくは各下請負人の注文者を經由して提出される再下請負通知書により、又は自ら把握した施工に携わる下請負人に関する情報に基づいて行うこととなるが、作成建設業者が自ら記載してもよいし、所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された再下請負通知書を束ねるようにしてもよい。ただし、いずれの場合も下請負人ごとに、かつ、施工の分担関係が明らかとなるようにしなければならない。

〔例〕発注者から直接建設工事を請け負った建設業者をA社とし、A社が下請契約を締結した建設業を営む者をB社及びC社とし、B社が下請契約を締結した建設業を営む者をBa社及びBb社とし、Bb社が下請契約を締結した建設業を営む者をBba社及びBbb社とし、C社が下請契約を締結した建設業を営む者をCa社、Cb社、Cc社とする場合における施工体制台帳の作成は、次の1)から10)の順で記載又は再下請負通知書の整理を行う。

- 1) A社自身に関する事項（規則第14条の2第1項第1号）及びA社が請け負った建設工事に関する事項（規則第14条の2第1項第2号）
- 2) B社に関する事項（規則第14条の2第1項第3号）及び請け負った建設工事に関する事項（規則第14条の2第1項第4号）
- 3) Ba社に関する・・・〔B社が提出する再下請負通知書等に基づき記載または添付〕

- 4) Bb 社に関する… [B 社が提出する再下請負通知書等に基づき記載
または添付]
- 5) Bba 社に関する… [B b 社が提出する
〃]
- 6) Bbb 社に関する… [Bb 社が提出する
〃]
- 7) C 社に関する事項 (規則第 1 4 条の 2 第 1 項第 3 号) 及び請け負った
建設工事に関する事項 (規則第 1 4 条の 2 第 1 項第 4 号)
- 8) Ca 社に関する… [C 社が提出する
〃]
- 9) Cb 社に関する… [C 社が提出する
〃]
- 10) Cc 社に関する… [C 社が提出する
〃]

また、添付書類についても同様に整理して添付しなければならない。
 施工体制台帳は、一冊に整理されていることが望ましいが、それぞれの
 関係を明らかにして、分冊により作成しても差し支えない。



(5) 施工体制台帳を作成すべき時期

施工体制台帳の作成は、記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実が生じ、又は明らかとなった時 (規則第 1 4 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事項にあっては、作成建設業者に該当することとなった時) に遅滞なく行わなければならないが (規則第 1 4 条の 5 第 3 項)、新たに下請契約を締結し下請契約の総額が(1)の金額に達したこと等により、この時よりも後に作成建設業者に該当することとなった場合は、作成建設業者に該当することとなった時に上記の記載又は添付をすれば足りる。

また、作成建設業者に該当することとなる前に記載すべき事項又は添付すべき書類に係る事実に変更があった場合も、作成建設業者に該当することとなった時以降の事実に基づいて施工体制台帳を作成すれば足りる。

(6) 各記載事項及び添付書類の意義

施工体制台帳の記載に当たっては、次に定めるところによる。

① 記載事項（規則第14条の2第1項）関係

イ 第1号イの「建設業の種類」は、請け負った建設工事にかかる建設業の種類に関わることなく、特定建設業の許可か一般建設業の許可かの別を明示して、記載すること。この際、規則別記様式第1号記載要領5の表の（）内に示された略号を用いて記載して差し支えない。

ロ 第1号ロの「健康保険等の加入状況」は、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入状況についてそれぞれ記載すること。

ハ 第2号イ及びへの建設工事の内容は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載すること。

ニ 第2号ロの「営業所」は、作成建設業者の営業所を記載すること。

ホ 第2号ホの「主任技術者資格」は主任技術者が法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験（指定学科・土木）」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験（土木）」のように、同号ハに該当し、規則別表（2）に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。また、「監理技術者資格」は、監理技術者が法第15条第2号イに該当する者であるときはその有する規則別表（2）に掲げられた資格の名称を、同号ロに該当する者であるときは「指導監督的実務経験（土木）」のように、同号ハに該当する者であるときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。

ヘ 第2号ホの「専任の主任技術者又は監理技術者であるか否かの別」は、実際に置かれている技術者が専任の者であるか専任の者でないかを記載すること。

ト 第2号への「主任技術者資格」は、その者が法第7条第2号イに該当する者であるときは「実務経験（指定学科・土木）」のように、同号ロに該当する者であるときは「実務経験（土木）」のように、同号ハに該当し、規則別表（2）に掲げられた資格を有するときは当該資格の名称を、有しないときは「国土交通大臣認定者（土木）」のように記載する。

チ 第2号トの「外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況」は、当該工事現場に従事するこれらの者の有無を記載すること。

リ 第3号ロの「建設業の種類」は、例えば大工工事業の許可を受けているものが大工工事を請け負ったときは「大工工事業」と記載する。この際、規則別記様式第1号記載要領6の表の（）内に示された略号を用いて記載して差し支えない。

② 添付書類（規則第14条の2第2項）関係

イ 第1号の書類は、作成建設業者が当事者となった下請契約以外の下請契約にあっては、請負代金の額について記載された部分が抹消されているもので差し支えない。

ただし、公共工事については、全ての下請契約について請負代金の額は明記されていなければならない。

なお、同号の書類には、法第19条各号に掲げる事項が網羅されていないので、これらを網羅していない注文伝票等は、こ

こでいう書類に該当しない。

- ロ 第2号の「主任技術者又は監理技術者資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた主任技術者又は監理技術者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項又は規則第13条第2項に規定する書面を添付すること。
- ハ 第3号の「主任技術者資格を有することを証する書面」は、作成建設業者が置いた規則第14条の2第1項第2号へに規定する者についてのみ添付すればよく、具体的には、規則第3条第2項に規定する書面を添付すること。

(7) 記載事項及び添付書類の変更

一度作成した施工体制台帳の記載事項または添付書類(法第19条第1項の規定による書面を含む。)について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。

変更後の事項記載についても、(4)に掲げたところと同様に、作成建設業者が自ら行ってもよいし、変更後の所定の記載事項が記載された書面や各下請負人から提出された変更に係る再下請負通知書を束ねるようにしてもよい。

(8) 施工体系図

施工体系図は、作成された施工体制台帳をもとに、施工体制台帳のいわば要約版として樹状図等により作成の上、工事現場の見やすいところに掲示しなければならないものである。

ただし、公共工事については、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

その作成に当たっては、次の点に留意して行う必要がある。

- ① 施工体系図には、現にその請け負った建設工事を施工している下請負人に限り表示すれば足りる(規則第14条の6第2号)。なお、「現にその請け負った建設工事を施工している」か否かは、請負契約で定められた工期を基準として判断する。
- ② 施工体系図の掲示は、遅くとも上記①により下請負人を表示しなければならなくなったときまでには行う必要がある。また、工期の進行により表示すべき下請負人に変更があったときには、速やかに施工体系図を変更して表示しておかなければならない。
- ③ 施工体系図に表示すべき「建設工事の内容」(規則第14条の6第1号及び第2号)は、その記載から建設工事の具体的な内容が理解されるような工種の名称等を記載すること。
- ④ 施工体系図は、その表示が複雑になり見にくくならない限り、労働安全等他の目的で作成される図面を兼ねるものとして作成しても差し支えない。

(9) 施工体制台帳の発注者への提出等

作成建設業者は、発注者からの請求があったときは、備え置かれた施工

体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない。

ただし、公共工事については、作成した施工体制台帳の写しを提出しなければならない。

(10) 施工体制台帳の備置き等

施工体制台帳の備置き及び施工体系図の掲示は、発注者から請け負った建設工事目的物を発注者に引き渡すまで行わなければならない。ただし、請負契約に基づく債権債務が消滅した場合(規則第14条の7。請負契約の目的物の引渡しをする前に契約が解除されたこと等に伴い、請負契約の目的物を完成させる債務とそれに対する報酬を受け取る債権とが消滅した場合を指す。)には、当該債権債務の消滅するまで行えば足りる。

(11) 法第40条の3の帳簿への添付

施工体制台帳の一部は、上記(10)の時期を経過した後は、法第40条の3の帳簿の添付資料として添付しなければならない。すなわち、上記(10)の時期を経過した後に、施工体制台帳から帳簿に添付しなければならない部分だけを抜粋することとなる。このため、施工体制台帳を作成するときには、あらかじめ、帳簿に添付しなければならない事項を記載した部分と他の事項が記載された部分とを別紙に区分して作成しておけば、施工体制台帳の一部の帳簿への添付を円滑に行うことが出来ると考えられる。

二 下請負人の義務

施工体制台帳の作成等の義務は、作成建設業者に係る義務であるが、施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人にも次のような義務がある。

(1) 施工体制台帳が作成される建設工事である旨の通知

その請け負った建設工事の注文者から一(2)①の書面の交付を受けた場合や、工事現場に一(2)②の書面が掲示されている場合は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときに以下に述べるところにより書類の作成、通知等を行わなければならない。

(2) 建設工事を請け負わせた者及び作成建設業者に対する通知

(1)に述べた場合など施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人となった場合において、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、遅滞なく、

① 当該他の建設業を営む者に対し、一(2)①の書面を交付しなければならない。

② 作成建設業者に対し、(3)に掲げるところにより再下請負通知を行わなければならない。

(3) 再下請負通知

① 再下請負通知は、規則第14条の4に規定するところにより作成した書面(以下「再下請負通知書」という。)をもって行わなければならない。再下請負通知書の作成は、再下請負通知人がその請け負った建設工事を請け負わせた建設業を営む者から必要事項を聴取すること等により作成する必要があり、自ら記載をして作成してもよいし、所定の記載事項が記載された書面を束ねるようにしてもよい。ただし、いずれの場合も下請負人ごとに行わなければならない。

- ② 再下請負通知書の作成及び作成建設業者への通知は、施工体制台帳が作成される建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた後、遅滞なく行わなければならない。(規則第14条の4第2項)

また、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が新たに下請契約を締結した場合や下請契約の総額が一(1)の金額に達したこと等により、施工途中で再下請負通知人に該当することとなった場合において、当該該当することとなった時よりも前に記載事項又は添付書類に係る事実に変更があった時も、再下請負通知人に該当することとなった時以降の事実に基づいて再下請負通知書を作成すれば足りる。

- ③ 再下請通知書に添付される書類は、請負代金の額について記載された部分が抹消されているもので差し支えない。ただし、公共工事については、当該部分は記載されていなければならない。
- ④ 一度再下請負通知を行った後、再下請負通知書に記載した事項または添付した書類(法第19条第1項の規定による書面)について変更があったときは、遅滞なく、当該変更があった年月日を付記して、既に記載されている事項に加えて変更後の事項を記載し、又は既に添付されている書類に加えて変更後の書類を添付しなければならない。
- ⑤ 作成建設業者に対する再下請負通知書の提出は、注文者から交付される一(2)①の書面や工事現場の掲示にしたがって、直接に作成建設業者に提出することを原則とするが、やむを得ない場合には、直接に下請契約を締結した注文者に経由を依頼して作成建設業者あてに提出することとしても差し支えない。

三 施工体制台帳の作成等の勧奨について

下請契約の総額が一(1)の金額を下回る民間工事など法第24条の7第1項の規定により施工体制台帳の作成等を行わなければならない場合以外の場合であっても、建設工事の適正な施工を確保する観点から、規則第14条の2から第14条の7までの規定に準拠して施工体制台帳の作成等を行うことが望ましい。

また、よりの確な建設工事の施工及び請負契約の履行を確保する観点から、規則第14条の2等においては記載することとされていない安全衛生責任者名、雇用管理責任者名、就労予定労働者数、工事代金支払方法、受注者選定理由等の事項についても、できる限り記載することが望ましい。

なお、「施工体制台帳の整備について」(平成3年2月5日付け建設省経構発第3号)は、廃止する。